

千葉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（案）の概要について

令和5年1月
千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

1 改正の理由

千葉県建築基準法施行細則（昭和39年千葉県規則第12号。以下「施行細則」という。）では、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行条例（昭和36年千葉県条例第39号）及び関係法令の施行に関し、県への手続きや提出する書類の書式などの必要な事項を定めています。

今回、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）」の制定により、法の一部が改正され、高さ制限等に係る新たな許可制度の創設等が令和5年4月1日付けで施行されます。

これを踏まえ、以下のとおり施行細則の一部を改正します。

2 改正の概要

（1）高さ制限に係る新設許可申請の添付図書を規定（施行細則第七条関係）

法改正により創設された以下の高さ制限に係る許可申請書に添付する特定行政庁*が規則で定める図書又は書面として、「日影図」を定める改正を行います。

- ・ 法第55条第3項の規定による許可
- ・ 法第58条第2項の規定による許可

※特定行政庁：法の規定に基づき、建築物の着工前の建築確認等を行う建築主事を置く県又は市（千葉県内は千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市及び浦安市の14市が特定行政庁となっています。）

（2）その他所要の改正

3 施行予定期日

令和5年4月1日から施行します。